

独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見（平成２８年度上半期）について

平成２８年１１月２日
公正取引委員会

公正取引委員会は、競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した競争政策の運営に資するため、各地域の有識者１５０名に独占禁止政策協力委員を委嘱しており、公正取引委員会が行う広報活動等に協力いただくとともに、独占禁止法等の運用や競争政策の運営等について意見聴取を行っている。

平成２８年４月から平成２８年９月にかけて、独占禁止政策協力委員から寄せられた主な意見は、次のとおりである（地域ブロックごとの詳細は別紙参照）。

１ 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 教育分野において、私立小学校の転出入に関する問題を摘発したのに続き、教科書の発行者に対して警告を行ったことは、インパクトが大きく、公正取引委員会の活動の幅の広さに驚かされた。一般国民が皆おかしいと思っているところに手を伸ばしたことに意義があると思う。
- ・ ＩＴ化や企業のグローバル化等によってビジネスモデルが急速に変化しており、こうした変化への対応を適切に行うために、公正取引委員会の人員の増員等を含めた組織強化が必要ではないか。
- ・ 独占禁止法の運用については、消費者の暮らしに直接的かつ密接に関わる分野に是非力を入れてほしい。生活に関連した事案を取り上げることで、独占禁止法が消費者にとって身近なものであると認識されることが重要である。
- ・ 海外に進出した日本の企業が米国、ＥＵ、中国等の競争法に違反したとして高額な制裁金を課される事案が後を絶たないことから、海外進出を検討している企業向けに、外国競争法の規制内容等について、より実務的な情報提供を行うなど、外国競争法コンプライアンスの推進に向けた取組を継続してほしい。
- ・ 東日本大震災に係る舗装災害復旧工事と同様に、平成２８年熊本地震における災害復旧工事においても入札談合が行われるようであれば、厳しく取り締まってほしい。
- ・ 消費税率が８％に引き上げられた際は、公正取引委員会の転嫁対策の取組により転嫁がスムーズに行われたと感じた。消費税率が１０％に引き上げられる際にも同様に取り組んでほしい。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局官房総務課
	電話 ０３－３５８１－３５７４（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

2 地域経済の現状と競争政策の役割について

- ・ 円安による輸入資材等の原材料価格の上昇，人手不足による人件費の上昇，更には北海道での2回にわたる電力料金の値上げ等により，中小企業はコストがかさみ収益が圧迫されている状況にある。消費税率の引上げ分も含め，コストが上昇した分を簡単には価格に転嫁し難いため，公正取引委員会には中小企業が適正に転嫁できるような環境を整備してほしい。
- ・ 現在，賃金の高い首都圏などに人材が流れていることなどから，人手不足が深刻な状況となっている。人材の流出を防ぐために賃金を引き上げようにも，下請事業者等はそのためのコスト上昇分を転嫁することが難しいと思われるので，公正取引委員会はこのような地方経済の現状を踏まえた法運用を行ってほしい。
- ・ 地方においても品質の良い物を製造する事業者は多く，これらの事業者の中には，新しい商品を企画して東京等の大都市圏に積極的に販路を拡げている事業者もいる。これらの事業者が邪魔をされないような競争環境の整備を期待したい。
- ・ 地方の景気がよくなっている実感がほとんどない中，大企業によるコストダウン圧力が中小零細企業に向くことが大いに懸念される。地方経済を陰で支えている多くの中小零細企業の保護のためにも，優越的地位の濫用や下請法違反行為が起きないように，引き続き監視の目を光らせてほしい。

3 情報通信技術やデジタル化の進展に応じた競争政策の在り方について

- ・ 携帯電話の端末価格や月額通信料は高止まりしているほか，3社足並みを揃えた価格となっており，競争原理が機能していないと思われるため，今後も継続して注視してほしい。
- ・ IT分野ではスピード重視の経営が求められ，市場の状況が相当な速さで変化していることから，国内市場においてある程度影響を及ぼし得る新たな企業が出てくる可能性はある。他方，新しい企業がある程度のシェアを確保すると，不公正な取引方法を用いることが考えられるため，注意が必要である。
- ・ 今後，ビッグデータをどのように活用していくかについては，公共の利益の面等も踏まえて考えていく必要がある。特に，携帯電話会社や鉄道会社が有する民間のビッグデータの活用については，今後の経済活動に大きな影響を及ぼすと考えられることから，独占禁止法上の問題が生じないように注視してもらいたい。
- ・ 技術革新の恩恵が全国津々浦々に行き渡るようにするためには，技術について権利を有する者の利益を保護することも重要と思うが，権利者が自己の利益を確保するために高額な使用料を徴収するといった行為を行うことのないよう，公の利益とのバランスを考えた上で独占禁止法を運用することが求められる。

4 地方における独占禁止法及び下請法遵守の促進について

- ・ 地方においては，周囲に同業者が少なく，また，取引関係が限定されているなどの事情から，仲間内の利益の確保を優先したり，優越的地位の濫用をされても

今後の取引を考えて泣き寝入りするなど、独占禁止法や下請法に違反する行為が表に出にくいと推察される。弱い立場の人が声を上げやすい環境作りのほか、通報したことによって不利益を被るとの懸念や実際に不利益を被った場合に対する何らかの方策を考えてほしい。

- ・ 中小企業の中には、取引先から優越的地位の濫用や下請法違反行為を受けているにもかかわらず、法律に対する知識が乏しいため、その行為が法律に違反しているということが分かっていない企業もある。公正取引委員会には、そのような中小企業に向けて、独占禁止法等の普及啓発をしっかりと行ってほしい。

5 規制改革に伴う対応について

- ・ 農業分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報提供窓口の設置は非常に良い取組であると思う。また、農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針もよく整理されていると思う。
- ・ 農業分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報提供窓口についてもっとPRしてほしい。また、公正取引委員会は、下請事業者に対して書面調査を行っているが、農家向けに書面調査等を行うことも検討してほしい。
- ・ ヨーロッパの電力の小売の状況をみると、一旦は小売業者が乱立するが、その後結局は資本力のある大手に集約され、じわじわと電力料金が上がっていると聞いているので、公正取引委員会はそういったことがないよう、公正な競争が今後も担保されるようにしてほしい。
- ・ ベースロード電源を有しない小売電気事業者が、一般電気事業者であった発電事業者から電力を購入しなければならないという状況において、一般電気事業者であった発電事業者と新規参入した小売電気事業者との間に優越的地位の濫用の問題が発生するのではないかという懸念がある。

第1 北海道ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 全体的に、公正取引委員会は業務にしっかりと取り組んでいると思っている。北海道は面積が広いので大変だと思うが、広報関係も含めて、引き続き、業務にしっかりと取り組んでほしい。

2 地域経済の現状と競争政策の役割について

- ・ 円安による輸入資材等の原材料価格の上昇、人手不足による人件費の上昇、更には北海道での2回にわたる電力料金の値上げ等により、中小企業はコストがかさみ収益が圧迫されている状況にある。消費税率の引上げ分も含め、コストが上昇した分を簡単には価格に転嫁し難いため、公正取引委員会には中小企業が適正に転嫁できるような環境を整備してほしい。

3 地方における独占禁止法及び下請法遵守の促進について

- ・ 大手量販店からの従業員派遣等の要請は減っており、要請があったとしても、対価を払うことを前提になされており、改善されているようである。また、大手量販店からは過大な協賛金の提供を要請されなくなるなど、大手量販店では社員教育が行き届いてきて、昔のような感覚で取引をする者はいなくなった。これは、例えば、下請法では公正取引委員会が定期的に書面調査を行い、下請法上不適切なことを行っている企業に対して、指導・勧告、原状回復措置を採り、企業名や行為内容等を公表しているからであろう。今後も公正取引委員会にはこのような取組を継続してほしい。

4 規制改革に伴う対応について

- ・ ヨーロッパの電力の小売の状況をみると、一旦は小売業者が乱立するが、その後結局は資本力のある大手に集約され、じわじわと電力料金が上がっていると聞いているので、公正取引委員会はそういったことがないよう、公正な競争が今後も担保されるようにしてほしい。
- ・ 農家を守らなければならない事情があるのだろうが、経営効率を高められる者が農業に参入して来られる環境を公正取引委員会は作るべきである。

第2 東北ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 40代以下の若い経営者は景気の良かった時代を知らず、納入先業者からの不当な要請、場合によっては消費税の転嫁拒否につながるような要請を当たり前だと思っている。そういった世代に特化した啓蒙活動がもっとあってもよいのではないかと思う。
- ・ IT化や企業のグローバル化等によってビジネスモデルが急速に変化しており、こうした変化への対応を適切に行うために、公正取引委員会の人員の増員等を含めた組織強化が必要ではないか。
- ・ 震災復興工事について、建設費や材料費の高騰により進捗に遅れが出ているようである。もちろん、資材等の高騰の原因が談合によるものではないと思うが、公正取引委員会にはこれまで以上に談合の監視を強化してもらいたい。
- ・ 最近、輸送コストの上昇や円高による景気悪化等の影響から、納入業者や下請事業者に対するしわ寄せが大きくなってきているので、違反行為がないかしっかり監視してもらいたい。
- ・ 日本の企業が海外に進出する際に海外の競争政策についても知る必要があるが、あまり知識のない企業もまだまだ多いと思われるため、公正取引委員会において何らかの周知活動が必要ではないか。

2 地域経済の現状と競争政策の役割について

- ・ 現在、賃金の高い首都圏などに人材が流れていることなどから、人手不足が深刻な状況となっている。人材の流出を防ぐために賃金を引き上げようにも、下請事業者等はそのためのコスト上昇分を転嫁することが難しいと思われるので、公正取引委員会はこのような地方経済の現状を踏まえた法運用を行ってほしい。

3 情報通信技術やデジタル化の進展に応じた競争政策の在り方について

- ・ IT分野ではスピード重視の経営が求められ、市場の状況が相当な速さで変化していることから、国内市場においてある程度影響を及ぼし得る新たな企業が出てくる可能性はある。他方、新しい企業がある程度のシェアを確保すると、不公正な取引方法を行うことが考えられるため、注意が必要である。

4 地方における独占禁止法及び下請法遵守の促進について

- ・ 中小企業は独占禁止法や下請法に関する認識が乏しく、取引先から不当な要求を受けてもそれを疑問に思わず受け入れてしまいがちであることから、公正取引委員会が行っている独占禁止法教室や講師派遣等のPR活動はとてもよい取組である。

- ・ 建設工事における優越的地位の濫用について、公正取引委員会が主体的にヒアリングしつつ調査や広報活動を行えば、色々な事件の発掘やコンプライアンスの促進につながると思う。
- ・ 中小企業の意見がどこまで競争政策に反映されているのか疑問に思うところがある。特に、独立精神の高いベンチャー企業は団体に所属していることは少なく、所属していても団体に意見を述べたりしていないと思うので、このような企業の意見を吸い上げるための工夫が必要である。

5 規制改革に伴う対応について

- ・ 農業分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報提供窓口の設置は非常に良い取組であると思う。また、農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針もよく整理されていると思う。
- ・ 電力自由化により、新たな事業者が参入した結果、電気料金が安くなったり、震災によって荒廃した土地に太陽光発電施設等を設置して有効利用するなど良い効果が出ている。しかし、自由化が進んでも事業者が談合を行ってはいない意味がないため、自由化された市場に対する監視をしっかりと行ってほしい。

6 その他

- ・ 公的再生支援に関する競争政策上の考え方について、公的再生支援は必要最小限となるように行われるべきことを示したことは評価できる。一方で、公的再生支援が市場メカニズムに与える影響等を具体的に整理し、もっと踏み込んだ内容にすべきではないか。また、第三者機関を設けるなど、行われた公的再生支援を後で評価するような仕組みが必要ではないか。

第3 関東甲信越ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 東日本大震災や平成28年熊本地震からの復旧、東京オリンピック・パラリンピック等、公共投資が集中するところで不正が生じないよう注視してほしい。
- ・ 「一日公正取引委員会」のように公正取引委員会の話だけをテーマとする催しの場合、自分には関係ない考える人がいるため参加率も悪くなる。商工会議所が開催する会議を利用して公正取引委員会が話をするという形にすればより多くの人が話を聞くので有効だと思う。
- ・ 不公正な取引方法について、不公正であるか否かの境界が明確でないと思う。この境界が明確になれば、不公正な取引方法は行われず、効率的に事業を行っているような事業者が市場から排除されるということとはなくなるものと思う。関連するガイドラインについて、より一層の周知活動を展開していく必要があると思う。

2 地域経済の現状と競争政策の役割について

- ・ 地方経済は疲弊しており、中小企業の仕事量が減ってきている中で地方経済が活性化するためには、全企業数の約99パーセントを占める中小企業の活性化が不可欠である。そのためには、中小企業が海外に進出することも考えられるが、海外に進出すれば海外の競争法や様々な法律に関する問題が出てくるとなどから、中小企業が単独で海外に進出するのは難しい。このような問題について、国の支援・指導があれば地方が生きていける余地はまだあるといえるのではないかなと思う。

3 情報通信技術やデジタル化の進展に応じた競争政策の在り方について

- ・ 今後、様々な産業においてビッグデータや人工知能の活用が増えてくると思う。例えば、自動車産業における自動運転のように、自動車産業とコンピュータ産業が結び付くなど、既存の産業の垣根が無くなってくると、ビッグデータを活用できる企業とできない中小企業との間でますます格差が開き、更に地方経済が弱くなるように感じている。
- ・ 情報通信技術の進展により既存の業種の境目が無くなってきており、様々な新しいビジネスモデルが生まれている。米国ではAirbnb（エアビーアンドビー）やUber（ウーバー）といった企業が伸びているが、日本も同じような流れになっていくだろうと思う。公正取引委員会には、このような新しい市場や企業行動に関して問題が起きないかどうか注視してもらいたい。

4 地方における独占禁止法及び下請法遵守の促進について

- ・ 地方においては、周囲に同業者が少なく、また、取引関係が限定されている

などの事情から、仲間内の利益の確保を優先したり、優越的地位の濫用をされても今後の取引を考えて泣き寝入りするなど、独占禁止法や下請法に違反する行為が表に出てきにくいと推察される。弱い立場の人が声を上げやすい環境作りのほか、通報したことによって不利益を被るとの懸念や実際に不利益を被った場合に対する何らかの方策を考えてほしい。

5 規制改革に伴う対応について

- ・ 電力自由化に当たり、大手電力会社には小売価格について引き続き料金規制がかけられているが、それも何年後かに見直しの予定となっており、今後問題が出てくる可能性があると思う。しっかりと注視してほしい。
- ・ 農業分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報提供窓口に寄せられた情報をクローズドに扱うのではなく、オープンにすべきである。世間一般からどのような問題意識が寄せられているかをオープンにし、どのような法整備が必要かなどの議論ができるようにすべきである。
- ・ 介護分野については競争原理の導入がストレートに喜ばれない分野であると思うが、テレビでも、ある程度の競争を入れなければいけないという意見が出ている。介護分野以外でも、社会福祉分野の中にはある意味で聖域となっている分野もあると思うので、このような分野において、競争原理が働いているか、公正な競争が確保されているかなどについて目を向けてほしい。

第4 中部ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 措置件数が右肩下がりにになっている背景をしっかりと把握する必要がある。違反事案そのものが実態として減少しているのであればよいが、カルテルや談合等の事案が水面下に隠れてしまっているということであれば問題であり、そのような場合には公正取引委員会の監視の目を一層強化する必要がある。
- ・ 独占禁止法の運用については、消費者の暮らしに直接的かつ密接に関わる分野に是非力を入れてほしい。生活に関連した事案を取り上げることで、独占禁止法が消費者にとって身近なものであると認識されることが重要である。
- ・ 競争は消費者にとっても地域経済にとってもメリットがあるが、一般消費者はそのことをよく理解していないと思う。独占禁止法の普及、啓発を行うに当たっては、競争のメリットや日本に独占禁止法が導入された経緯等について、分かりやすい事例を挙げながら説明してほしい。

2 地域経済の現状と競争政策の役割について

- ・ 地方で有力な企業が、過去に他社が摘発されたような違反行為をいまだに行っている事例もあるのではないかと。田舎であるほど地域の特殊性は強くなり、業者間の持ちつ持たれつの関係があるのだろうが、違法な部分をきちんと正してもらうことが地域全体の発展につながるものと思う。

3 情報通信技術やデジタル化の進展に応じた競争政策の在り方について

- ・ 情報通信事業における価格設定については、端末代の大幅な値引きを行った上で、当該値引き額の相当分を通信料に上乗せして回収するような方法は適切ではなく、見直されるべきである。公正取引委員会においても、競争政策の観点から問題点を整理して積極的に提言していくべきである。

4 地方における独占禁止法及び下請法遵守の促進について

- ・ 親事業者の下請事業者に対する違反行為が、公正取引委員会の指導により改善した場合であっても、時間の経過や、取引先下請事業者の変更等により、親事業者がまた同じような違反行為をする可能性もある。また、指導を受けた直後に下請事業者に対する報復を行うことはないとしても、時間をかけて少しずつ不利益を課したり、取引をやめたりすることもあるかもしれない。指導して終わりということではなく、その後のフォローアップも重要であると思う。
- ・ デパートやスーパーによる納入業者に対する従業員派遣要請等の優越的地位の濫用について、特に北陸地域においては、公になっていないものも含め、実態としていまだ収まっていないと思われることから、引き続き調査を行ってみたい。

第5 近畿ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 海外に進出している日本の企業は、外国競争法に違反するようなことがないようにしなければならない。日本の企業は外国競争法コンプライアンスに向けた取組が十分ではないとのことであり、公正取引委員会には、引き続き各国の競争法に関する情報提供を行ってもらいたい。
- ・ P B商品の取引を行っている場合、親事業者への取引依存度が高くなる傾向にあることから、親事業者が不当な値下げ等を要求してきたときに、下請事業者は受け入れざるを得ない状況となってしまう。公正取引委員会には、P B商品の取引に関して、独占禁止法及び下請法違反がないかについて実態調査を行うなど、しっかりと監視してもらいたい。
- ・ 教育分野において、私立小学校の転出入に関する問題を摘発したのに続き、教科書の発行者に対して独占禁止法を適用して警告を行ったことは、インパクトが大きく、公正取引委員会の活動の幅の広さに驚かされた。一般国民が皆おかしいと思っているところに手を伸ばしたことに意義があると思う。

2 地域経済の現状と競争政策の役割について

- ・ 地方には古い商慣習が残っており、独占禁止法に違反するような行為についても、公正取引委員会が摘発して初めて問題のある行為であるということを理解することがある。今後も、独占禁止法違反行為の摘発を行うとともに、何が問題のある行為であるかを世の中に広く知らしめてほしい。

3 情報通信技術やデジタル化の進展に応じた競争政策の在り方について

- ・ 今後、ビッグデータをどのように活用していくかについては、公共の利益の面等も踏まえて考えていく必要がある。特に、携帯電話会社や鉄道会社が有する民間のビッグデータの活用については、今後の経済活動に大きな影響を及ぼすと考えられることから、独占禁止法上の問題が生じないように注視してもらいたい。
- ・ インターネットを利用した取引が急速に拡大しているが、問題となる取引がないか注視してほしい。

4 地方における独占禁止法及び下請法遵守の促進について

- ・ 中小企業の中には、取引先から優越的地位の濫用や下請法違反行為を受けているにもかかわらず、法律に対する知識が乏しいため、その行為が法律に違反していることが分かっていない企業もある。公正取引委員会には、そのような中小企業に向けて、独占禁止法等の普及啓発をしっかりと行ってもらいたい。
- ・ 「平成27年度における近畿地区の下請法の運用状況等について（概要）」

のように、都道府県ごとの措置件数を公表すると、地域ごとの特徴等が分かるので良いと思う。

5 規制改革に伴う対応について

- ・ 平成29年には都市ガスの自由化がスタートし、競争がより活発に行われることになる。自由化後の競争環境の整備は公正取引委員会の仕事であると思うので、しっかりと取り組んでほしい。
- ・ 電力についてはどの事業者から供給を受けても品質が同じであることから、消費者は価格面でしか自由化によるメリットを実感できない。したがって、価格に関するより正確な情報の開示が必要であると感じる。

6 その他

- ・ 課徴金制度の見直しによって、企業からの調査協力が得やすくなる制度ができれば良いと思う。やり得は絶対許さない課徴金制度にしてほしい。
- ・ 米国やEU以外の新興国における制裁金の算定方法やリニエンシー制度の有無といった競争法に関する情報も提供してほしい。

第6 中国ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 消費税転嫁対策特別措置法や下請法のアンケート調査について公正取引委員会が積極的に実施していることを周辺の中小企業からよく聞く。公正取引委員会には中小企業が頼りにするような行政機関となることを期待する。
- ・ 一般消費者の中には、公正取引委員会の存在を知らない人が少なくない。一般消費者は、物の値段については非常に興味を持っているが、事業者が競争を行った結果として物の値段が決まっていることや、当該競争が適正に行われるように公正取引委員会が監視等を行っていることについては認識していない。公正取引委員会は、もっとPRを行い、多くの国民が公正取引委員会を身近に感じるようになればよいと考える。

2 地域経済の現状と競争政策の役割について

- ・ 大手メーカーの合併により、地域に所在する当該メーカーの製造拠点の存続が危ぶまれている。事業者の国際競争力を向上させるために合併が行われていることは理解するが、公正取引委員会の審査においては、製造拠点のある地域の経済や国内ユーザーとの取引条件に対する影響についても考慮してほしい。
- ・ 地方においても品質の良い物を製造する事業者は多く、これらの事業者の中には、新しい商品を企画して東京等の大都市圏に積極的に販路を拡げている事業者もいる。これらの事業者が邪魔をされないような競争環境の整備を期待したい。

3 地方における独占禁止法及び下請法遵守の促進について

- ・ 全国的にみれば小規模な事案であっても、地方に与える影響は大きく、地域経済の停滞につながる場合もあることから、特定の地域における違反行為についても監視を行ってほしい。
- ・ 地方における一般市民や中小企業の経営者は、地元の司法書士や行政書士等に独占禁止法・下請法についての相談をすることが多いと考えられるところ、公正取引委員会において、司法書士や行政書士等を対象とした独占禁止法・下請法の説明会の開催や司法書士や行政書士等を通じて公正取引委員会が相談を受け付けるネットワークの構築等について検討してはどうか。

4 規制改革に伴う対応について

- ・ 農業分野における独占禁止法違反被疑行為に係る情報提供窓口についてももっとPRしてほしい。また、公正取引委員会は、下請事業者に対して書面調査を行っているが、農家向けに書面調査等を行うことも検討してほしい。

第7 四国ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 公正取引委員会の最も重要な仕事は、独占禁止法違反行為の取締りである。特に価格カルテルや入札談合は、消費者や発注者における被害が大きく地域経済にも大きな打撃となることから、引き続き厳しく取り締まってほしい。
- ・ 公正取引委員会の地方事務所等は、各ブロックに1か所しか所在しないことから、独占禁止法をより身近に感じてもらえるよう、地方事務所等が所在しない県において、学生向けの独占禁止法教室や、企業、業界団体向けの独占禁止法や下請法に関する説明会を開催するなど、広報活動にこれまで以上に力を入れていただきたい。
- ・ 海外に進出した日本の企業が米国、EU、中国等の競争法に違反したとして高額な制裁金を課される事案が後を絶たないことから、海外への進出を検討している企業向けに、外国競争法の規制内容等について、より実務的な情報提供を行うなど、外国競争法コンプライアンスの推進に向けた取組を継続してほしい。

2 地域経済の現状と競争政策の役割について

- ・ 地方の景気がよくなっている実感がほとんどない中、大企業によるコストダウン圧力が中小零細企業に向くことが大いに懸念される。地方経済を陰で支えている多くの中小零細企業の保護のためにも、優越的地位の濫用や下請法違反行為が起きないように、引き続き監視の目を光らせてほしい。

3 情報通信技術やデジタル化の進展に応じた競争政策の在り方について

- ・ 技術革新の恩恵が全国津々浦々に行き渡るようにするためには、技術について権利を有する者の利益を保護することも重要と思うが、権利者が自己の利益を確保するために高額な使用料を徴収するといった行為を行うことのないよう、公の利益とのバランスを考えた上で独占禁止法を運用することが求められる。

4 地方における独占禁止法及び下請法遵守の促進について

- ・ 地方における独占禁止法や下請法の理解は進んでいないように感じる。特に、買ったときと価格交渉の線引きは難しく、元請側、下請側の双方とも理解が進んでいないため、知らないうちに買ったときの加害者、被害者になっていることがあるので、元請側、下請側の双方に向けた講習会の更なる充実を求めたい。

5 規制改革に伴う対応について

- ・ 電力小売が全面自由化されたが、消費者の利益のためにも事業者間の競争が

活発に行われることによって電気料金がもっと安くなることが望ましいので、引き続き電力小売分野における競争環境の整備をお願いしたい。

- ・ 農家が、生産した農産物について自らの判断で販売先や販売価格をもっと自由に決めることができるよう、農産物の流通において重要な存在である農業協同組合の改革を含めた農業分野における競争環境の整備をお願いしたい。

6 その他

- ・ 課徴金の算定率を更に引き上げるなどにより、不当利得の吐き出しや制裁としての効果が高まれば、違反行為の抑止にもつながると思われる。また、調査に協力するインセンティブを確保し、法執行における費用対効果を高めるため、現行の課徴金制度を見直す必要があるのではないか。
- ・ 現行の課徴金制度の問題点として、当局の裁量により課徴金額を決定する仕組みが存在せず、事業者が調査協力を行うインセンティブがないことが挙げられているが、課徴金が減免されるだけでも大きなインセンティブになると考えられる。事業者の予見可能性の観点からも当局の裁量の余地のない現行の課徴金制度の堅持を求めたい。

第8 九州ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 東日本大震災に係る舗装災害復旧工事と同様に、平成28年熊本地震における災害復旧工事においても入札談合が行われるようであれば、厳しく取り締まってほしい。

2 地域経済の現状と競争政策の役割について

- ・ 熊本県産品を購入して、平成28年熊本地震により大きな被害を受けた熊本県を応援しようという気運が全国的に高まっている。今後、これらの需要を見込み、熊本県産品ではない商品に「熊本」、「阿蘇」、「益城」といった地名や熊本県をイメージするキャラクターを表示し、当該商品が熊本県産品であるとの誤認を消費者に与えるような表示を行う事業者が出てくるのではないかと懸念している。

3 情報通信技術やデジタル化の進展に応じた競争政策の在り方について

- ・ 公正取引委員会は、不当な取引制限の取締りに力を入れていることがうかがわれるが、欧米においては、EUがプラットフォーマーの行為に対して厳しく審査しているのが現状である。我が国も各国と足並みをそろえて私的独占や不公正な取引方法について、積極的に独占禁止法を適用していくべきではないか。
- ・ IT化が進み、今後、IT分野における事件が増えていくと思われることから、専門の部署を増設しないと対応しきれないのではないか。

4 規制改革に伴う対応について

- ・ ベースロード電源を有しない小売電気事業者が一般電気事業者であった発電事業者から電力を購入しなければならないという状況にある場合、一般電気事業者であった発電事業者と新規参入した小売電気事業者との間に優越的地位の濫用の問題が発生するのではないかという懸念がある。

第9 沖縄ブロック

1 公正取引委員会に対する期待について

- ・ 公正取引委員会の動画チャンネルは充実していると思うが、アクセス数が少ない。専門的な企業に委託するなど予算を投入し、動画コンテンツへのアクセス数の増加に取り組んでほしい。
- ・ 東日本大震災に係る舗装災害復旧工事における入札談合事件もあったことから、平成28年熊本地震の復興に係るインフラ整備においてカルテルや談合が行われないように注視してほしい。
- ・ 消費税率が8%に引き上げられた際は、公正取引委員会の転嫁対策の取組により転嫁がスムーズに行われたと感じた。消費税率が10%に引き上げられる際にも同様に取り組んでほしい。

2 地域経済の現状と競争政策の役割について

- ・ 沖縄県内の小規模事業者は横の繋がりが強いため、知らずに独占禁止法に違反していることがあるかもしれない。長期的な観点で小規模事業者を対象に独占禁止法等の周知に努め、競争環境の整備に取り組んでほしい。

3 情報通信技術やデジタル化の進展に応じた競争政策の在り方について

- ・ 携帯電話の端末価格や月額通信料は高止まりしているほか、3社足並みを揃えた価格となっており、競争原理が機能していないと思われるため、今後も継続して注視してほしい。

4 地方における独占禁止法及び下請法遵守の促進について

- ・ 独占禁止法等の遵守の促進のためには、公正取引委員会の既存の動画コンテンツを活用した周知活動及び教育機関に対する独占禁止法教室の継続的な実施が大事であるとする。

5 規制改革に伴う対応について

- ・ 米国における電気料金は日本の3分の1程度と安価であり、米国においては、電力小売市場における競争が適正に行われていると感じている。国内の電力取引においても適正な競争が行われるよう注力してほしい。

6 その他

- ・ 東京オリンピック・パラリンピックに向け建築資材や人件費が高騰している建設業界、競争状況が不透明なスマートフォン業界、競争は激しいが優越的地位の濫用が懸念される観光業界、成長著しいIT業界等において、公正取引委員会は実態の把握に努め、取引慣行の改善や取引の適正化を促してほしい。